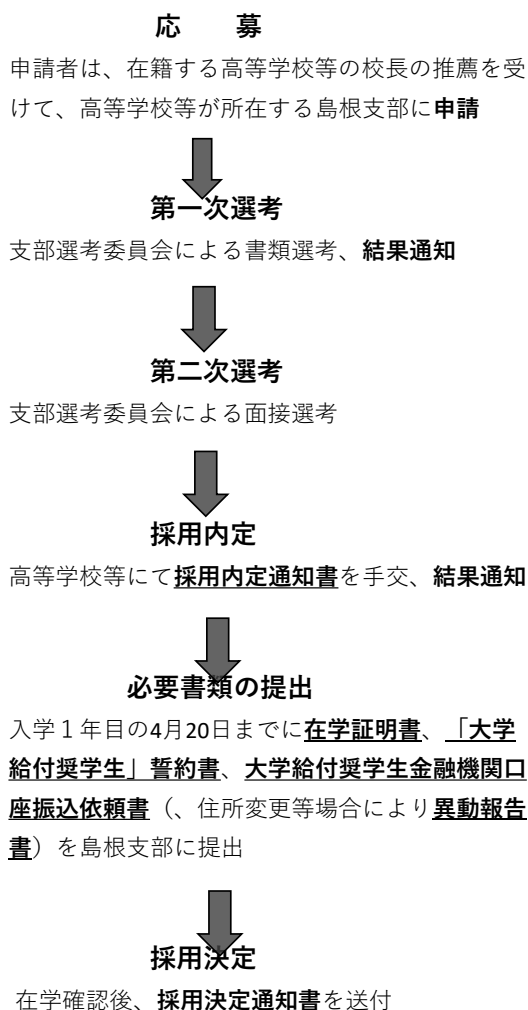


公益財団法人日本教育公務員弘済会 大学給付奨学生(予約型) 【追加募集】 Q&A (申請者向け)			
No.	ジャンル	Q(質問)	A(回答)
1	募集	募集はいつから始まりますか。	募集期間は7月10日～8月31日です。郵送による必着で締切を厳守してください。
2	応募	大学の在学学生は応募できますか。	大学進学を目指す高校生等を応募対象としているため、既に大学に在学している方の応募はできません。
3	応募	医・歯・薬・獣医など、6年制の学部・学科を志望していますが応募できますか。	申請は可能です。ただし、奨学金の給付期間は入学1年目から4年間となります。
4	応募	短期大学へ進学予定ですが、応募できますか。	修学期間が4年以上の大学への進学予定者を対象としているため、短期大学への進学予定者は申請できません。
5	応募	申請書に書く3つの大学以外の大学へ進学しても給付してくれますか。	申請書記載の大学以外でも、国内の国公私立大学への進学ならば対象であり、給付します。ただし、通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象にはなりません。
6	応募	外国籍の生徒は応募できますか。	日本国内の高等学校等の生徒であり、身元保証人が日本国内在住で日本国内の自治体が発行する所得証明書を提出できる方は、申請ができます。海外の所得証明書しか提出できない方は、応募時の提出書類の要件を満たさないため、申請はできません。
7	応募	身元保証人は親以外の人でもいいのでしょうか。	身元保証人は、原則として父母もしくは兄弟・祖父母です。その他の方が身元保証人になられる場合は、島根支部へ相談してください。
8	応募	どこに提出するのですか。	在籍する高等学校等へ提出してください。各高等学校等から1名まで島根支部へ応募することができます。
9	応募	親が代理で応募できますか。	必ず生徒本人が申請書等を書き、在籍する高等学校等へ提出してください。また、代理で直接支部へ応募することはできません。
10	応募	収入による応募制限はありますか。	同一生計の収入合計金額が400万円未満であれば申請可能です。
11	応募	応募資格による同一生計の収入合計金額400万円未満について詳しく知りたいのですが。	例えば、同一世帯で働いている人が一人いて会社員の場合、源泉徴収票に書かれている給与収入が400万円未満であれば申請できます。同じく働いている人が二人いて、一人が会社員もう一人が自営で農業をしているケースでは、会社員の給与収入と農業の事業所得を合算して判断します。当会では事業所得について「収入」とみなします。上記ケースで会社員の給与収入280万円、農業所得100万円ならば、280万円+100万円=380万円<400万円となり応募が可能です。
12	応募	他の奨学金との併用は可能ですか。	貸与・給付を問わず、他の奨学金との併用は可能です。
13	給付内容	毎月の給付金額はいくらですか。	月額3万円を給付します。
14	給付内容	給付期間は何年ですか。	在学する大学の正規の最短修業期間とし、4年間とします。
15	給付内容	奨学金の振込は毎月ですか。	5月、7月、10月、1月の各10日に3か月分が振り込まれます。
16	提出書類	成績証明書はいつまでのものですか。	高等学校等の直近までの成績(前年度末まで)が記載されているものです。
17	提出書類	所得証明書は誰のものを出しますか。	市町村発行の世帯全員(就学者除く)の直近年度の所得証明書を提出してください。コピーでの提出も可能です。本人・兄弟姉妹の就学者のアルバイト収入等は所得には含めないで、提出は不要です。
18	提出書類	所得証明書はどの期間のものを出しますか。	市町村発行の直近年度の所得証明書を提出してください。コピーでの提出も可能です。
19	選考	候補者選考に面接はありますか。	第一次選考を通過した申請者に対して、第二次選考で支部選考委員会による面接選考を行います。(原則、オンラインで行います)。
20	結果の通知	採用内定までの仕組やその通知について知りたいのですが。	第一次選考と第二次選考を実施して、理事長により最終的に採用内定及び次点候補者が決まります。第一次選考後及び第二次選考後にそれぞれ選考結果を校長及び申請者へ文書で通知します。
21	結果の通知	採用・不採用の結果についてはどのように通知されるのですか。	支部長から校長に通知するとともに本人に採用(または不採用)通知書をもって通知します。
22	大学入学後提出書類	内定後に提出する必要な書類はどのようなものがありますか。また、いつまでに提出すればよいのですか。	大学に入学した年の4月20日まで(締切厳守)に以下書類を島根支部に提出します。なお、在学証明書が期日までに提出されない場合は、採用内定を辞退したものとみなします。 ・進学した大学の在学証明書 ・「大学給付奨学生」誓約書 ・大学給付奨学生金融機関口座振込依頼書 ・異動報告書(引越等で申請書の記載事項に変更があった場合)
23	大学入学後提出書類	奨学金の振込先となる金融機関の指定はありますか。	金融機関の指定はありません。
24	大学入学後提出書類	奨学金の振込先は親の口座でも可能ですか。	申請者以外の口座への振込はできません。奨学金の振込先は必ず申請者名義の口座にしてください。

25	採用後	採用後の大学在学期間中に奨学生としての義務はありますか。	①毎年度4月20日までに在学証明書・進捗状況報告書を島根支部に提出します。なお、入学した年は進捗状況報告書の提出は不要です。 ②4年間の給付が終了する年度末までに「成果報告書」を島根支部に提出します。 ③奨学生又は身元保証人は、以下の場合に異動報告書を島根支部に提出します。 ア 奨学生が休学、復学、転学、留年、留学又は退学したとき イ 奨学生が停学、その他の処分を受けたとき ウ 奨学生が死亡したとき エ 奨学生が住所、電話番号、名前を変更したとき ④当会本部が実施するセミナー等に参加します(オンライン開催の場合もあります)。
26	採用後	成果報告書の支部宛の提出は郵送ですか、それともメール提出でも良いですか。	成果報告書も進捗状況報告書と同様に郵送で島根支部へ提出してください。必ず提出期限である給付終了時まで提出してください。
27	給付	奨学金の使途について制限はありますか。	給付される奨学金は、学資金の支払いが特に困難である学生に給付されるので、学費、学業に必要な書籍購入費、生活費(食費、部屋代等)に充てることができます。ただし、遊興費等に充てることはできません。
28	給付	給付期間に留学することはできますか。	可能です。留学(公費留学、私費留学)する場合は、異動届の提出が必要です。事前に島根支部に相談してください。留学期間中も給付は継続します。

<応募から給付開始まで>



↓

奨学金給付

入学後の5、7、10、1月に3か月分を金融機関口座振込依頼書に記載された**口座へ送金**

<入学2年目から4年目まで>

↓

必要書類の提出

入学2年目～4年目の毎年度4月20日まで**在学証明書**、**進捗状況報告書**を島根支部に提出

↓

成果報告書の提出

4年目の年度末までに**成果報告書**を島根支部に提出

<入学1年目から4年目まで>

大学在学期間中の異動

異動報告書を島根支部に提出